

豊門公園整備基本方針

1. 公園の名称 豊門公園（創設当時からの名称を継承することが望ましい。）

2. 公園のテーマ めぐまれた景観と近代化遺産にふれられる公園

3. 公園の立地・背景

公園は、小山町藤曲の小高い丘の上にあり、正面に霊峰富士を仰ぎ、周囲には近くに迫る丹沢・金時の山々を築山のごとく一望に見渡せることができ、鮎沢川を中心とした、町の発展の歴史を望むことができる。

この公園は、わが町の近代化の礎を築いた富士紡績株式会社が、優れた景勝の地を特に選び、地域住民並びに従業員の教育、保健、修養などの場を提供することを目的に、大正15年（1924）に、当時の小山町や町民の協力のもと会館・宿舎および庭園を整備したものである。

公園内には、大正13年3月に死去した和田豊治社長の遺志によって、遺族より寄贈された同家の向島（現在、東京都墨田区向島）の邸宅延べ126坪が「豊門会館」として現存している。「豊門会館」は、当時の富士紡の四大恩人の功績を讃えるため、和田豊治の「豊」と、富士紡の三門と称せられた森村市左衛門、日比谷平左衛門、浜口吉右衛門の三翁の「門」をとって名づけられた。

豊門会館は、町民に広く親しまれ、また近代和風建築として知られる存在であったため、平成16年9月から、公園内の豊門会館・西洋館等、および公園周辺の関連建造物について、建築史的調査を実施した結果、いずれも高い歴史的価値を有し、大正15年の当時の状況を良好に留めていることが明らかになった。公園内は、先人たちが残した環境と歴史を有する貴重な場所であり、小山町の歴史の上でも、近代紡績業の足跡をたどることが出来る場所として、全国的にみても高い歴史的価値を有している。

町民にとって小山町の発展を語れることの出来る貴重な歴史的財産であり、保存整備を進めることで、更に大きな価値をもって将来的に伝えることが可能になる公園である。

4. 方針策定までの専門的調査

豊門会館は、静岡県近代和風建築調査で取り上げられるなど一部で知られる存在であったが、改めてその歴史的価値を確認するために、平成16年9月から12月に、建築史専門家 山田由香里氏 他（都市計画協会の専門家派遣制度の利用）による調査を実施した。その結果、公園および周辺について、次のような価値があることが明らかになった。

公園内

- ・ 豊門会館 明治 40 年頃東京向島に建てられた和田豊治の自邸。大正 15 年に移築。規模・意匠・質ともに優れる。典型的な近代住宅建築で、全国 20 指に入る可能性がある。
- ・ 西洋館 大正 15 年の豊門青年訓練学校開校時に建設されたと考えられる。学校建築として塔屋を設けた象徴的な建物であり、アールデコデザイン。
- ・ 門・噴水泉 - 大正 15 年。西洋館と合わせたアールデコデザイン。
- ・ 和田君遺憲碑 大正 14 年。小山町民が和田豊治を顕彰して建設した。文字は澁澤榮一、デザインは近代彫刻の父と呼ばれる朝倉文夫
- ・ 庭園全体 大正 15 年。庭園や造園の専門家によって設計が行われた。また、樹木や庭石は、小山町民有志の寄贈による。



公園周辺

- ・ 小・中学校（元、豊門会館グラウンド） - 大正 15 年に豊門会館に付属するグラウンドとして整備された。
- ・ 六合山荘 - 明治 30 年（1897）工場長宅。勝海舟命名。工場長宅として、小山町有志が寄贈。現在では、小山の民家建築の様相を伝える存在。
- ・ 和田坂 - 大正 15 年。豊門会館完成に合わせて整備された道路。
- ・ 森村橋 - 明治 39 年。富士紡績創業期の森村市左衛門を称えて建設。『日本の近代土木遺産』で国指定重要文化財に値すると評されている。小山町の近代化を実現した富士紡績の始まりの地を示す存在。



調査から判明した公園の様相

- ・ 公園は、自然のまま手の入っていない庭園に見えるが、大正 15 年に整備された当時、すでに考え抜かれた設計に基づいて優良な自然地形を選んで建設された。80 年経った現在、樹木や庭石が建築群と一体となった状況は、優れた景観を作り出している。
- ・ 公園内の建築は、近代和風建築・学校建築、アールデコの噴水や門、周辺まで目を広げれば小山の民家建築・鉄橋と多様で、建築年代が明らかで第一級の建築的価値を有している。さながら屋外建築博物館の様相を呈し、いずれも活用に十分耐える保存状態である。
- ・ 公園は、単なる公園ではなく、和田豊治をはじめとする、今でもわが町の近代化に大きな足跡を残した先人たちを顕彰した地であり、歴史を振り返る上で重要な地である。先人の遺業を称えるとして、大正 15 年当時に未来を担う人々のために、この

ような公園を整備したことは現代人も学ぶ点が多い。

- ・ これまで、富士紡績の所有であったことから、各分野においても知られておらず、この度明らかになった調査結果により、今後更に、小山町の貴重な歴史遺産として価値が高まる。町民にとっては文化活動の場になり、観光客にとっては小山町の歴史に関わる情報の収集発信の場になる。
- ・ 公園は、市街地から徒歩圏内にあり、身近で親しみやすい立地は好条件である。

今後の活用を図る一環として、平成16年11月に一般公開を行った結果、町内外から600人以上の見学者があった。町民による保存活用の期待が高いこと、活用の際に町民の協力が得られること、町外からの観覧者を誘致できることが明らかになった。

5. 整備方針

基本方針策定にあたっては、公園の価値を最大限に活かしつつ、安全安心して使える公園に整備し、将来の保存継承が可能なようにすることが必要である。

良好に保たれた大正15年の開設当初の状況を保全

保全にあたって手を入れる際は、当時の状況に復することを基本

保全しつつも、建物・庭園ともに使える施設

貴重な歴史遺産であるため適当な保護の手段を講ずる必要があるが、使うことで大正15年の設立目的である教育・保健・修養の場が現在の学習の場となり、歴史・文化・環境が継承されることとなる。

整備による成果イメージ

80年の歴史をもつ庭園・建物の活用

活用例：

散策、憩いの場、当時の生活様式や文化を学ぶ場、自然観察、ギャラリー、アートスペース、イベントスペース、講演会、小山町近代史の資料収蔵・展示

活用する過程そのものが場を生み出す。

生涯活動の場 住民交流の場 総合学習の場 歴史体験の場 自然学習の場

地域の核、ランドマーク、誇りとなる土壌が自然と形成

整備方法

良好に保たれた大正 15 年の開設当初の状況を保全

- ・ 一般的な都市公園と異なり、歴史的価値を有することから、整備の時代設定を行う。
- ・ 当時の様相を公園全体が良好に留めており、庭園として整備は整っていることから、現状を活かした整備を行なう。

保全にあたって手を入れる際は、当時の状況に復することを基本

- ・ 今後どんな整備においても、設定した時代に復することを基本としながら、現代社会の要求の中で変更の必要な点に手を加えていく。特に、庭園は昭和 10 年当時の図面が残っており、これに基づいて整備を行う。(別紙)
- ・ 景観・眺望・自然環境の整備

公園内には豊かな自然が残っており、ヒマラヤスギの巨木など、地域のランドマークとなるようなものもある。しかし、樹木が生い茂りうっそうとした箇所や、暗がりとなっている場所も見受けられることから、計画の際には、視線の抜け、景観、眺望等を考慮に入れ、これらの樹木の整理・活用を行なう。

保全しつつも、建物・庭園ともに使える施設

- ・ 建物については、国登録文化財制度の活用。

歴史的建造物として位置づけることで、全国的に知られる存在になる。本制度は文化財をゆるやかに守る制度であり、今後の活用も容易になる。また、本制度を活用することによって、公園全体が知られる存在になる。

- ・ 防犯・防災・安全面の整備

使える施設とするためには、同時に防犯・防災・安全面の整備を行うことが必要になる。常時立ち入り可能箇所、使用時立ち入り可能箇所など、使用目的によって区分し、必要な設備を設置する。

管理活用・運営組織の検討

活用を進めるうちに、町内外に広く開かれた小山町の歴史文化発信の拠点になる可能性が十分にある。計画地全体が歴史を有し、多種の歴史的建物、十分な広場を備えていることから、活用にあたっては、使用者自らの立案による魅力的な使用方法の提案が考えられる。提案に応えるためには、町民による自主的な運営組織の出現を検討する必要がある。

6. 整備までの重点事項

建物の存在や価値の周知

豊門会館そのものの存在は、一般の方々のみならず、建築史の専門家でもほとんど知られていないことが分かった。高い歴史的価値は、小山町の財産でもあり、静岡県のみならず全国的にみても貴重な財産であり、その価値を認識していただくためには、まずは、建物の存在を町内外に広く知ってもらうことが必要と考える。周知については、定期的な一般公開や、予約制による個別公開など様々な方法を考えて実施されることが望まれる。

国登録文化財制度の活用

全国的に周知させるのにふさわしい制度が、国の登録文化財制度である。この制度は、1995年1月の阪神・淡路大震災で、町のシンボリック存在であった多くの歴史的建造物が被害を受け、中にはどんな建物であったかも把握されないまま姿を消してしまったことを省みて設けられた制度である。

制度の目的は、文化財を積極的に活用しながら、規制がゆるやかに保存していくことを目的とする。外観を大きく変えなければ、内部を改装し、活用することも自由である。

この登録文化財にあてはまる建造物の基準は、

- (1) 築後50年を経過している建物で、かつ次の3項目のいずれかを満たすものである。
- (2) ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
・造形の規範となっているもの
・再現することが容易でないもの

建物は、(1)・(2)の両項目とも満たしており、またこれまでも県や学会などで調査が実施されたものもあることから、登録に十分値する建物であることと、この公園の知名度を高めるためにも、手続きを行なう必要がある。

建物の利用と活用

歴史的に価値の高い建物であるという、触らず、使わずという印象がある。

しかし、建物は、使われて初めて生きてくる存在である。建物の価値を十分に享受するためにも、使用することが重要である。

すでに全国で近代建築の利活用が行われている。音楽会・呈茶・結婚式・催物などへの貸会場、歴史の体験学習などの博物館的施設、喫茶室、休憩施設、などである。豊門会館・豊門青年学校・六合山荘いずれもが、現在も水道・電気が使用可能であり、今すぐにでも使用することが出来ることから、建物の周知と併せて利用方法の検討が必要である。

町民参加型の維持管理方法の検討

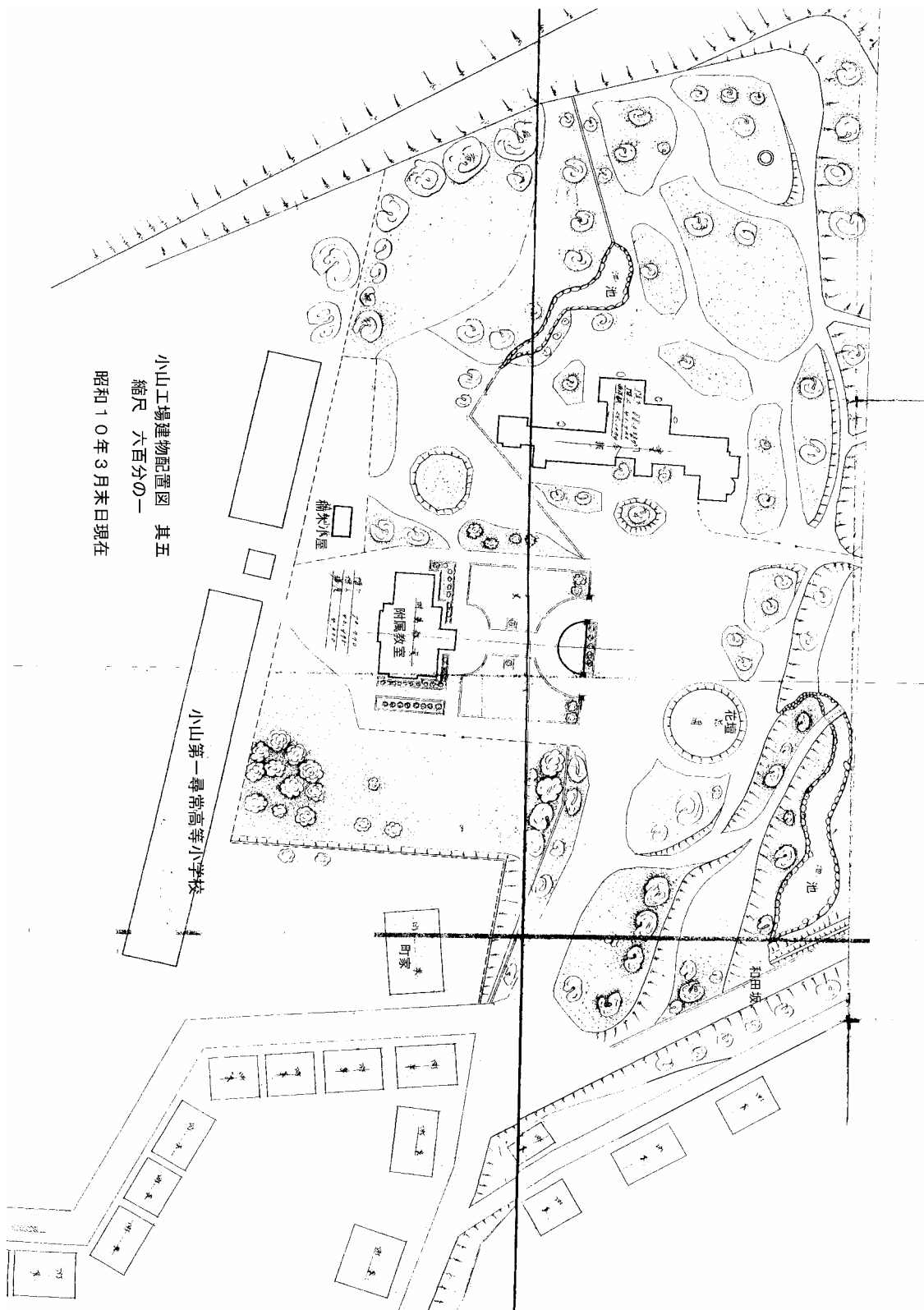
これだけの施設、敷地を管理することは、財政的にも相当負担をすることになることから、町民ボランティア等、町民参加型の維持管理方法を考えていく必要がある。

7. 今後の課題

公園内の記念碑等や建物内に残る美術工芸品等については、豊門会館の歴史を語るうえで重要なものとなっていることから、関係機関とよく協議して今後の取扱いを検討する必要がある。

維持管理方法について、多角的に検討する必要がある。

建物の利用を推進するためにも、耐震性について調査、検討する必要がある。



小山工場建物配置図 其五
縮尺 六百分の一
昭和10年3月末日現在

豊門公園整備検討委員

小山町助役 高橋 宏 (委員長 平成16年9月30日まで)
収入役 藤曲 強 (委員長代理 平成16年10月1日から)
教育長 岩田 正憲 (平成16年11月30日まで)
教育長 池谷 俊一 (平成16年12月1日から)
有識者 尾崎孝太郎
有識者 樽林 一美
有識者 岩田 幸久
産業観光課長 遠藤 博雄
建設課長 勝亦 考史
生涯学習課長 室伏 勝
事務局 都市整備課・整備係

委員会日程

第1回 豊門公園整備検討委員会
日時 平成16年7月14日(水) 午前10時
場所 豊門会館
議事 豊門会館の概略説明
基本方針策定のための検討事案の説明
意見交換
今後の会議予定について

第2回 豊門公園整備検討委員会
日時 平成16年10月29日(金) 午前10時
場所 豊門会館
議事 経過報告と講師紹介
第1回会議後の都市計画協会派遣専門家の調査と調査員山田氏の紹介
豊門会館調査報告と建物説明(専門家 山田由香里氏)
建物の現地説明(豊門会館、豊門寮、旧工場長宅)
質疑
一般公開について
11月20日(土)21日(日)両日の一般公開について
次期開催日等について

第3回 豊門公園整備検討委員会
日時 平成17年2月9日(水) 午前10時
場所 豊門会館
議事 豊門公園整備基本方針について
その他